

八資料▽

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

広島修道大学商法研究会

法務大臣の諮問機関である法制審議会の会社法（株券の不発行等関係）部会（部会長・江頭憲治郎東京大学教授）は、本平成一五年三月二六日、株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案を取りまとめた。法務省民事局参事官室は、これを受けて、中間試案を公表し、学界・法曹界・経済界等関係各界に意見照会を行った。

そこで、当広島修道大学商法研究会は、右の意見照会に応えるべく、研究会を開催し、討議の結果をまとめ、意見を作成して、同年五月一日付で、法務省民事局参事官室宛て提出した。

- 「商法・有限会社法改正試案」（昭和六一年五月一五日）とそれに対する意見（本誌一〇巻一号一〇一頁以下所収）
- 「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」（昭和五九年五月九日）とそれに対する意見（本誌七巻二号二六九頁以下所収）
- 「株式会社の計算・公開に関する改正試案」（昭和五四年一二月二十五日）とそれに対する意見（本誌三巻二号二一〇七頁以下所収）
- 「株式会社の機関に関する改正試案」（昭和五三年一二月二二五日）とそれに対する意見（本誌一巻一号一五三頁以下所収）
- 「株券不発行制度に関する改正試案」（平成一五年四月一八日、法務省民事局参事官室）△資料IV▽およびそれに対する当商法研究会の意見（平成一五年五月一日）△資料V▽である。
- 「自己株式の取得及び保有規制に関する問題点」（平成五年一月二十五日）とそれに対する意見（本誌一五巻二号一五七頁以下所収）室）△資料II▽、「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案（抜粋）」（平成一三年四月一八日、法務省民事局参事官室）△資料III▽、「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案の解説（抜粋）」（法務省民事局参事官室）△資料IV▽およびそれに対する当商法研究会の意見（平成一五年五月一日）△資料V▽である。

・「親子会社法制に関する問題点」(平成一〇年九月一日)とそれに対する意見(本誌二一巻一号一二四頁以下所収)

・「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案(会社分割)」(平成一一年七月七日)とそれに対する意見(本誌二三巻一号二〇二頁以下所収)

・「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」(平成一三年四月一八日)とそれに対する意見(本誌二四巻一号一一八頁以下所収)

(大賀祥充)

【資料I】

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」

第一編 株券不発行制度

第一 商法の改正関係

一 株券の不発行の定め等

(1) 株券等の不発行の定め

(甲案)

会社は、定款で、株券及び新株予約権証券(以下「株券

等」という。)を発行しない旨の定めをすることができるものとする。

(乙案)

a 会社は、定款で、株券等を発行しない旨の定めをすることができるものとする。

b この試案に基づく改正法の施行後五年以内の政令で定める日(以下、この項において「基準日」という。)において株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」という。)第二条第二項に規定する保管振替機関において取り扱われている株券等を発行している会社(以下「公開会社」という。)は、その日において、株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

(注) 乙案を採る場合には、公開会社は、基準日において一斉に第二の振替制度に移行することになるが、その場合には次のような経過措置を設けるものとする。

(i) 保振法の実質株主及び略式質権者について

保振法の預託株券の株式については原則として第二の三の新規記載手続を行わず、第二の振替制度の振替機関又は口座管理機関が、保振法の保管振替機関又は参加者として作成した参加者口座簿又は顧客口座簿の内容を、振替口座簿に転記しなければならないものと